証券コード　4116
平成27年６月５日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目７番６号
大　日　精　化　工　業　株　式　会　社
代表取締役社長　高　橋　弘　二

第112期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第112期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席におさしつかえある場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時30分までに当社に到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　東京都中央区日本橋馬喰町一丁目７番６号
　当社本社ビル９階彩鳳
３．目的事項
報告事項　１．第112期(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)
　事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第112期(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)
　計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役11名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件
第６号議案　退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.daicolor.co.jp）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、将来の事業展開に備え経営基盤の強化並びに内部留保の充実等を総合的に勘案しつつ、株主各位への利益還元を重視した配当政策を継続的に実施することを基本方針としております。

第112期の期末配当につきましては、当期の業績や財政状態及び経営環境等を総合的に勘案いたしました結果、以下のとおりといたしたく存じます。

① 配当財産の種類
金銭

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金７円　総額649,842,564円
なお、中間配当金として６円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は１株当たり13円（前期比１円の増配）となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）につきまして事業目的を追加するものです。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（目　的） 第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1．～6．（条文省略） 7．医薬品、医薬部外品等の製造および販売 8．～12．（条文省略）	（目　的） 第2条　（現行どおり） 1．～6．（現行どおり） 7．医薬品、医薬部外品、医療機器等の製造および販売 8．～12．（現行どおり）

第３号議案　取締役11名選任の件

取締役高橋 靖、高橋弘二、吉田明男、中條建吾、中村一男、花田和行、山南隆徳、服部 裕、榊原俊哉、瀧野裕之の10氏は、本総会終結の時に任期が満了いたします。つきましては、取締役11名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	高橋 弘二（たかはし こうじ） (昭和36年４月30日生)	昭和61年４月　新日本製鐵株式会社（現 新日鐵住金株式会社）入社 平成５年７月　当社入社 平成９年10月　当社経営管理室長 平成10年６月　当社取締役 平成12年６月　当社専務取締役 平成21年７月　当社取締役副社長 平成23年６月　当社代表取締役社長　現在に至る （重要な兼職の状況） ディー・エス・エフ株式会社代表取締役社長	208,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	中村一男（なかむらかずお） (昭和23年３月20日生)	昭和45年４月　当社入社 平成15年４月　当社ファインポリマー事業部事業部長 平成22年４月　当社執行役員 平成24年６月　当社取締役 当社総務・人事、広報部門担当 当社合樹・着材第１事業部担当 当社コート材事業部担当 当社ファインポリマー事業部担当 平成25年９月　当社総務・人事本部室室長 平成26年６月　当社常務取締役　現在に至る 当社管理部門統括 当社購買センター担当 当社施設企画管理センター担当 当社国外事業室担当 平成27年４月　当社管理機構総括　現在に至る 当社総務･人事本部担当 現在に至る 当社広報本部担当　現在に至る 当社購買本部担当　現在に至る 当社海外事業本部担当 現在に至る （重要な兼職の状況） 大日精化（上海）化工有限公司董事長	16,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	中條 建吾（なかじょう けんご） (昭和21年５月３日生)	昭和44年４月　当社入社 平成19年４月　当社顔料事業部事業部長 平成22年４月　当社執行役員 平成23年４月　当社常務執行役員 平成24年６月　当社取締役 平成25年６月　当社顔料事業部担当　現在に至る 当社化成品事業部担当 現在に至る 当社合樹・着材第２事業部担当　現在に至る 当社化学品海外事業室担当 平成26年６月　当社常務取締役　現在に至る 当社オフセットインキ事業部担当 現在に至る 平成27年４月　当社事業機構総括　現在に至る	18,000株
4	吉田 明男（よしだ あきお） (昭和20年12月20日生)	昭和43年４月　当社入社 平成17年10月　当社技術室長 平成19年６月　当社取締役 当社技術部門担当 平成21年７月　当社CSR委員会委員長 平成22年７月　当社常務取締役　現在に至る 平成24年２月　当社技術統括本部室室長 当社CSR・リスク管理推進本部本部長　現在に至る 平成24年８月　当社生産企画室担当 平成24年11月　当社CSR・リスク管理推進本部担当 現在に至る 平成26年４月　当社顔料技術最高責任者　現在に至る 平成26年６月　当社技術部門統括 平成27年４月　当社技術機構総括　現在に至る 当社技術部門担当　現在に至る 当社経営機構担当　現在に至る	29,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	花田和行（はなだかずゆき） (昭和24年10月26日生)	昭和50年４月　当社入社 平成21年10月　当社高分子研究所所長 平成23年４月　当社執行役員 平成25年４月　当社上席執行役員 平成25年６月　当社取締役　現在に至る 当社技術統括本部室次長 平成26年６月　当社技術部門研究開発担当 平成27年４月　当社技術機構研究開発担当　現在に至る 当社基幹技術本部担当 現在に至る 当社基幹技術本部本部長　現在に至る	11,000株
6	山南隆徳（さんなんたかのり） (昭和26年２月12日生)	昭和53年４月　当社入社 平成20年９月　当社ケミカルバイオ事業部事業部長　現在に至る 平成23年４月　当社執行役員 平成25年４月　当社上席執行役員 平成25年６月　当社取締役　現在に至る 当社技術統括本部室次長 当社ケミカルバイオ事業部担当 現在に至る 平成26年６月　当社技術部門事業開発担当 平成27年４月　当社技術機構事業開発担当　現在に至る 当社事業機構担当　現在に至る	12,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
7	服部（はっとり） 裕（ひろし） (昭和27年１月22日生)	昭和50年４月　当社入社 平成24年４月　当社大阪製造事業所事業所長 当社西日本支社支社長 平成24年12月　当社執行役員 当社合樹・着材第１事業部事業部長 平成26年４月　当社上席執行役員 平成26年６月　当社取締役　現在に至る 当社事業部門担当 当社合樹・着材第１事業部担当　現在に至る 当社コート材事業部担当　現在に至る 当社ファインポリマー事業部担当　現在に至る 当社グラビアインキ事業部担当　現在に至る 平成27年４月　当社事業機構担当　現在に至る （重要な兼職の状況） 大日プラボード株式会社代表取締役社長	9,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
8	榊原 俊哉（さかきばら としや） (昭和28年１月14日生)	昭和51年４月　当社入社 平成24年２月　当社CSR推進室室長 平成25年４月　当社執行役員 平成26年４月　当社上席執行役員 平成26年６月　当社取締役　現在に至る 当社管理部門担当 当社事業本部室担当 当社理財部担当 当社経営管理室担当 当社最高財務責任者　現在に至る 平成27年４月　当社管理機構担当　現在に至る 当社事業管理本部担当 現在に至る 当社経理･財務本部担当 現在に至る 当社情報システム本部担当　現在に至る （重要な兼職の状況） ハイブリッジ株式会社代表取締役社長	10,000株
※9	齋藤 修（さいとう おさむ） (昭和28年７月27日生)	昭和54年４月　当社入社 平成24年４月　当社東京製造事業所事業所長現在に至る 平成25年４月　当社執行役員 平成27年４月　当社上席執行役員　現在に至る	6,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
10	瀧野 裕之（たきの ひろゆき） (昭和22年11月28日生)	昭和43年４月　大阪合同株式会社（現 オー・ジー株式会社）入社 平成６年４月　同社社長室長 平成９年６月　同社取締役総合企画室長 平成13年６月　同社常務取締役海外担当 平成15年６月　同社専務取締役営業本部長 平成17年６月　同社代表取締役社長 平成25年６月　同社代表取締役会長　現在に至る 平成26年６月　当社取締役　現在に至る （重要な兼職の状況） オー・ジー株式会社代表取締役会長	0株
※ 11	山田 恒太郎（やまだ つねたろう） (昭和16年９月13日生)	昭和39年４月　安藤建設株式会社（現　株式会社安藤・間）入社 平成５年６月　同社取締役横浜支店長 平成９年６月　同社常務取締役社長室長兼秘書室・情報センター担当 平成11年６月　同社専務取締役建築本部長・労政安全担当・社長室長・秘書室担当・NA運動推進室長 平成15年６月　同社取締役執行役員副社長建築本部担当・社長室長・秘書室担当 平成16年４月　同社代表取締役社長執行役員社長 平成23年４月　同社代表取締役会長 平成24年４月　同社相談役 平成25年３月　同社退職　現在に至る	0株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者です。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．瀧野裕之氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって１年となります。なお、当社は瀧野裕之氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ています。
４．山田恒太郎氏は、社外取締役候補者です。なお、当社は山田恒太郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定です。

５．社外取締役候補者とする理由及び社外取締役との責任限定契約について

(1)　社外取締役候補者とする理由について

①　瀧野裕之氏は、オー・ジー株式会社の取締役を務められ、同社での企業集団経営における豊富な経験と幅広い見識を有しておられます。同氏が同社でこれまで培ってきた経験を活かし、取締役会の監督機能強化など、当社経営体制の一層の強化・充実を図るため、社外取締役として選任をお願いするものです。

②　山田恒太郎氏は、株式会社安藤・間の取締役を務められ、同社での企業集団経営における豊富な経験と幅広い見識を有しておられます。同氏が同社でこれまで培ってきた経験を活かし、取締役会の監督機能強化など、当社経営体制の一層の強化・充実を図るため、社外取締役として選任をお願いするものです。

(2)　社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第27条第２項において社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定め、瀧野裕之氏と責任限定契約を締結しております。瀧野裕之氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定です。また、山田恒太郎氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定です。

その契約内容の概要は次のとおりです。

①　社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。

②　上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役荒居和彦氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては監査役１名の選任をお願いするものです。監査役候補者は、次のとおりです。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

また、監査役候補者横田修氏は、荒居和彦氏の補欠ではなく、その任期は選任後４年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとなります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する 当社の株式数
横田（よこた）　修（おさむ） (昭和27年８月17日生)	昭和46年４月　当社入社 平成25年10月　内部監査室室長　現在に至る	16,000株

（注）１．新任の監査役候補者です。

２．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役１名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりです。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
伊東君男（いとうきみお） （昭和24年12月23日生）	昭和43年４月　関東信越国税局入局 平成８年２月　税理士資格取得 平成14年７月　小千谷税務署長 平成20年７月　東京国税局調査第四部長 平成21年７月　東京国税局退官 税理士開業　現在に至る 平成25年４月　当社顧問税理士　現在に至る 平成25年６月　当社補欠監査役　現在に至る	0株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．補欠監査役候補者伊東君男氏は、補欠の社外監査役として選任するものです。

３．補欠の社外監査役候補者とする理由、社外監査役として職務を適切に遂行することができると判断する理由及び社外監査役との責任限定契約について

(1) 補欠の社外監査役候補者とする理由について

伊東君男氏は、長年国税局の要職を歴任され、また税理士の経験から培われた財務及び会計知識を、監査役に就任された場合に当社の監査業務に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものです。

(2) 社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由

伊東君男氏は、国税局の要職を歴任され、また税理士の経験から財務及び会計に精通し、業務及び会計監査に関する充分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

(3) 補欠の社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第36条第２項において社外監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、伊東君男氏が監査役に就任された場合には社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定です。その契約内容の概要は次のとおりです。

① 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。

② 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第６号議案　退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時に退任されます取締役高橋靖氏及び辞任されます監査役荒居和彦氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりです。

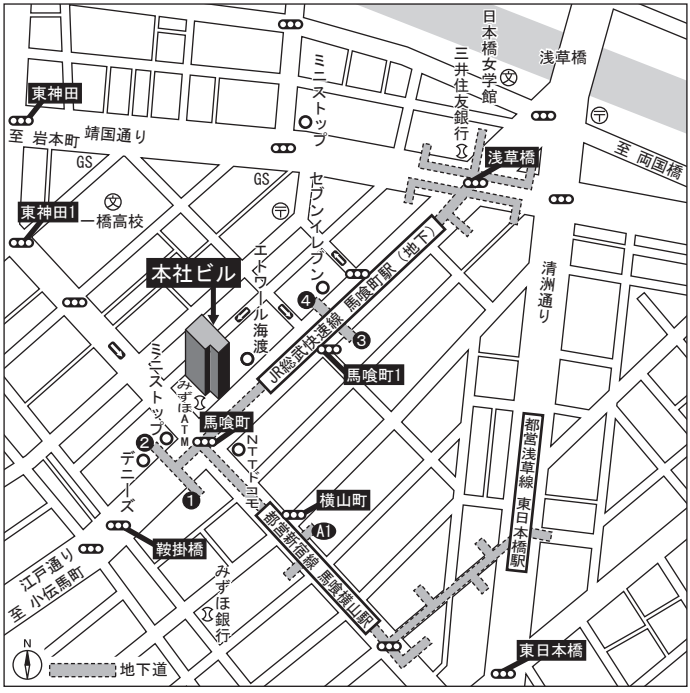
氏　　名	略　　歴
高　橋　　靖	昭和37年11月　当社取締役 昭和45年11月　当社専務取締役 昭和48年11月　当社代表取締役副社長 昭和51年３月　当社代表取締役社長 平成23年６月　当社代表取締役会長　現在に至る
荒　居　和　彦	平成21年６月　当社監査役　現在に至る

以上

メ　　モ

株主総会会場ご案内略図

会場　東京都中央区日本橋馬喰町一丁目７番６号
　　当社 本社ビル ９階 彩鳳
交通　JR総武快速線　馬喰町駅より　徒歩２分
　　地下鉄都営新宿線　馬喰横山駅より　徒歩３分
　　地下鉄都営浅草線　東日本橋駅より　徒歩６分
　　地下鉄東京メトロ日比谷線　小伝馬町駅より　徒歩８分



＊当会場では駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用の上ご来場ください。

（第112期定時株主総会招集通知添付書類）

第 112 期 報 告 書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

事　業　報　告
連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告
会計監査人の監査報告
監査役会の監査報告

大日精化工業株式会社

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動や夏場の天候不順の影響を受けたものの、原油安や円安の定着などを支えに、歩みは緩やかながらも回復基調を維持してきました。

海外経済は、米国は緩やかな回復基調が続いているものの、アジアでは中国の成長ペースが鈍化するなどまだら模様の状況となりました。また、欧州は低成長の状況が続きました。

このような経済環境のもとで、当連結会計年度の売上高は、1,629億９千９百万円と前年同期比1.9%の増収となりました。利益面につきましては、営業利益は原材料価格の高止まりの影響を受けたものの、高付加価値製品の拡販の成果により92億６千５百万円と6.7%の増益となり、経常利益は100億１千７百万円と同6.5%の増益となりました。

一方、当期純利益は56億６千２百万円と同5.9%の減益となりました。これは、当期において中国の連結子会社を需要構造の変化に対応し解散することとし、整理で見込まれる損失を引当金として特別損失に計上したためなどであります。

次に事業セグメントの業績についてご報告いたします。

なお、営業利益につきましては、全社費用等の配分前で記載しております。

＜化成品事業＞

当事業は、無機・有機顔料、各種着色剤、情報記録関連材料の製造・販売を行っております。情報記録関連材料のカラーフィルター用顔料及びトナーは好調を継続しました。一方、塗料業界向けの顔料は低調に推移しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は241億６千２百万円と前年同期比1.7%の増収となりましたが、営業利益は37億４千３百万円と同2.1%の減益となりました。

＜化学品事業＞

当事業は、各種合成樹脂着色剤・コンパウンド、各種コート材の製造・販売を行っております。車両業界向けのうち、国内向けは消費増税の駆け込み需要の反動減がありましたが、海外向けは好調を継続しました。情報電子関連業界向けのコート材は液晶テレビ、スマートフォン向けが伸長致しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は899億４千９百万円と前年同期比3.4%の増収、営業利益は44億６千９百万円と同8.1%の増益となりました。

＜高分子事業＞

当事業は、高分子製品、天然高分子製品の製造・販売を行っております。

車両業界向けの内装用材料は、好調な北米需要と当社品が採用されている車種が好調に推移し、伸長致しました。情報記録関連材料の特殊コーティング剤は米国向けを中心に好調を継続しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は177億７千３百万円と前年同期比0.5%の減収となりましたが、営業利益は30億６千８百万円と同2.1%の増益となりました。

＜印刷総合システム事業＞

当事業は、各種印刷インキの製造・販売及び事業に付帯する商品とサービスを提供しております。グラビアインキのパッケージ業界向けは、食品向けは堅調に推移しましたが、飲料向けは夏場の天候不順の影響を受け減少しました。また、東南アジア市場においては生活関連向けや食品関連向けを中心に順調に推移しました。

一方、書籍業界向けのオフセットインキは需要の減少により、大きく減少しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は294億９千２百万円と前年同期比1.7%の減収となりましたが、営業利益は24億６千５百万円と同3.3%の増益となりました。

＜その他事業＞

当事業は、グループ各社への不動産賃貸及び金融事業等を行っております。当セグメントの売上高は16億２千１百万円と前年同期比28.8%の増収となり、営業利益は１億３千５百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国の景気経済は、円安に加えて原油安が支えとなり消費も力強さが増してくることが期待されています。一方で、原材料価格が上昇に転じたり、足元は好調な海外経済が下振れするリスクもあり、先行き予断を許さない状況が続くものと思われます。

当社グループではこのような経済環境の下で、引き続き景気の波に左右されない強固な収益構造体制を構築するとともに、「グローバル企業への事業基盤の強化」と「環境管理への対応」に取り組み、**ハイテクと色彩科学の総合メーカー**としての地位を揺るぎないものにしていく所存であります。

(3) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度の設備投資の総額は49億１千１百万円であり、その主たるものとしては、新本社ビル（平成27年４月完成）及びハイテックケミ株式会社の化学品事業新工場、ならびに上海化工有限公司の高分子事業増能力設備等であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度中において、当社グループは特記すべき資金調達は行っておりません。なお、当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行３行と総額50億円の特定融資枠契約（コミットメントライン）を締結しております。

(5) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 109 期 (平成24年３月期)	第 110 期 (平成25年３月期)	第 111 期 (平成26年３月期)	第 112 期 (当連結会計年度) (平成27年３月期)
売　上　高(百万円)	156,025	151,994	159,899	162,999
当期純利益(百万円)	4,314	5,727	6,015	5,662
１株当たり当期純利益(円)	46.46	61.68	64.79	60.99
総　資　産(百万円)	152,405	157,211	165,044	177,458
純　資　産(百万円)	50,684	57,954	66,777	77,184
１株当たり純資産額(円)	530.51	604.42	699.49	807.57

(注) １．売上高、当期純利益、総資産、純資産は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益、１株当たり純資産額は、小数点第３位以下を四捨五入して表示しております。
３．従来、在外子会社の収益及び費用の換算方法については、在外子会社の期末日の直物為替相場により円貨に換算しておりましたが、第112期より期中平均為替相場により円貨に換算する方法に変更しております。なお、第111期の財産及び損益の状況については、遡及修正後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
浮間合成株式会社	401百万円	93.8%	高分子事業製品の製造
ハイテックケミ株式会社	300百万円	100.0	化学品事業製品の製造
DAICOLORCHEM EU,S.A.	7,653千EUR	100.0	化成品事業製品の製造
DAINICHI COLOR(THAILAND),LTD.	234百万Baht	93.0	化学品事業製品の製造販売
DAINICHISEIKA,INC.	29,935千US$	100.0	米国地区における持株会社
DAINICHISEIKA(HK)COLOURING CO.,LTD.	83,000千HK$	100.0	化学品事業製品の販売
東莞大日化工廠有限公司	121,000千HK$	100.0	化学品事業製品の製造
DAINICHISEIKA CHEMICAL (SHENZHEN)FACTORY LTD.	84,930千HK$	100.0	化学品事業製品の製造
大日精化(上海)化工有限公司	19,150千US$	100.0	化学品事業製品、高分子事業製品及び印刷総合システム事業製品の製造販売
DAINICHI COLOR VIETNAM CO.,LTD.	8,700千US$	60.0	化学品事業製品の製造販売
DAINICHI COLOR INDIA PRIVATE LTD.	654,800千INR$	83.7	化学品事業製品の製造販売

(注) 1. 資本金は、子会社の決算日現在であり表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社の議決権比率は、当社子会社が有する議決権数も合わせて算出しております。
3. 当社の議決権比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。
4. DAINICHISEIKA,INC.は、清算手続き中の会社であります。
5. DAINICHISEIKA CHEMICAL(SHENZHEN)FACTORY LTD.は、平成27年3月17日に解散決議しております。

(7) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

事業部門別の主要な製品は以下のとおりであります。

事業区分	主要な製品
化成品事業	無機・有機各種顔料、各種着色剤、情報記録関連材料
化学品事業	各種合成樹脂着色剤・コンパウンド、各種コート材
高分子事業	高分子製品、天然高分子製品
印刷総合システム事業	各種印刷インキ、事業に付帯する商品とサービス
その他事業	グループ会社への不動産賃貸及び金融事業、その他

(8) 主要な営業所及び工場（平成27年３月31日現在）

① 当社

本社：東京

支社：東日本（東京）、中部（愛知）、西日本（大阪）

製造事業所：東京、川口（埼玉）、東海（静岡）、大阪、滋賀

② 子会社の主要な事業所

浮間合成株式会社：赤羽（東京）、佐倉（千葉）

ハイテックケミ株式会社：成田（千葉）

DAICOLORCHEM EU,S.A.：スペイン

DAINICHI COLOR(THAILAND),LTD.：タイ

DAINICHISEIKA(HK)COLOURING CO.,LTD.：香港

東莞大日化工廠有限公司：中華人民共和国

DAINICHISEIKA CHEMICAL(SHENZHEN)FACTORY LTD.：中華人民共和国

大日精化（上海）化工有限公司：中華人民共和国

DAINICHI COLOR VIETNAM CO.,LTD.：ベトナム

DANICHI COLOR INDIA PRIVATE LTD.：インド

(9) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
化成品事業	539名	1名増
化学品事業	2,066	95名増
高分子事業	295	6名減
印刷総合システム事業	606	29名減
その他事業	50	16名増
全社（共通）	166	17名増
合計	3,722	94名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,445名	5名増	43.6歳	20.7年

(10) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	7,771百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	6,747
株式会社みずほ銀行	6,704
みずほ信託銀行株式会社	3,372
株式会社千葉銀行	3,244
株式会社足利銀行	2,475

（注） 主要な借入先の状況は、当社の借入先及び借入額を記載しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　250,000,000株

② 発行済株式の総数　93,065,554株（うち自己株式230,902株）

③ 株主数　4,106名

④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社三井住友銀行	4,412千株	4.75%
三井生命保険株式会社	3,273	3.52
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	3,005	3.23
株式会社みずほ銀行	2,903	3.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,851	3.07
みずほ信託銀行株式会社	2,750	2.96
大日精化従業員持株会	2,522	2.71
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,855	1.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,854	1.99
高橋　靖	1,814	1.95

（注）１．持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（230,902株）を減じた株式数を基準に算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

２．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

３．株式会社損害保険ジャパンは平成26年９月１日をもって日本興亜損害保険株式会社と合併し、損害保険ジャパン日本興亜株式会社となっております。

(2) 新株予約権等の状況（平成27年3月31日現在）

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	高橋　靖	ディー・エス・エフ株式会社代表取締役会長
代表取締役社長	高橋弘二	ディー・エス・エフ株式会社代表取締役社長
常務取締役	吉田明男	技術部門総括 ＣＳＲ・リスク管理推進本部担当
常務取締役	中條建吾	事業部門総括 顔料事業部、化成品事業部、 合樹・着材第２事業部、 オフセットインキ事業部担当
常務取締役	中村一男	管理部門担当 総務・人事本部室、広報室、 購買センター、施設企画管理センター、 国外事業室担当 大日精化（上海）化工有限公司董事長
取締役	花田和行	技術部門研究開発担当
取締役	山南隆徳	技術部門事業開発担当 ケミカルバイオ事業部担当
取締役	服部裕	事業部門担当 合樹・着材第１事業部、 コート材事業部、 ファインポリマー事業部、 グラビアインキ事業部担当
取締役	榊原俊哉	管理部門担当 事業本部室、理財部、経営管理室担当 最高財務責任者
社外取締役	瀧野裕之	オー・ジー株式会社代表取締役会長
監査役（常勤）	荒居和彦	
監査役（常勤）	橋口典義	
社外監査役	石山弘	
社外監査役	永島一夫	

（注）１．取締役瀧野裕之氏は社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。なお、当社はオー・ジー株式会社との間には特別な関係はありません。

２．社外監査役石山弘氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

３．社外監査役石山弘氏及び永島一夫氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役	13名	299百万円
（うち社外取締役）	(1)	(5)
監査役	4	54
（うち社外監査役）	(2)	(12)
合計	17	353

（注）１．上記報酬等の額には、平成26年６月27日開催の第111期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名を含んでおります。
２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役の報酬限度額は、平成26年６月27日開催の第111期定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議いただいております。
なお、使用人兼務取締役の使用人分給与をこの報酬限度額に含まないものと決議いただいております。
４．監査役の報酬限度額は、平成４年６月26日開催の第89期定時株主総会において年額95百万円以内と決議いただいております。
５．上記報酬等の額には、当事業年度に費用処理した役員退職慰労引当金繰入額1百万円（取締役13名△３百万円（うち社外取締役１名０百万円）、監査役４名４百万円（うち社外監査役２名０百万円））を含んでおります。
６．平成26年６月27日開催の第111期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を取締役３名に対し45百万円を支給しております。
７．記載金額は、百万円未満を切り捨てております。

③ 社外役員に関する事項

イ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（14回開催）		監査役会（18回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役 瀧野裕之	10回	100%	—	—
社外監査役 石山弘	14	100	17回	94%
社外監査役 永島一夫	14	100	18	100

（注）１．瀧野裕之氏は、平成26年６月27日開催の第111期定時株主総会において取締役に就任しております。
２．社外取締役の取締役会出席回数及び出席率は、取締役就任後の回数であります。
３．出席率は、小数点未満を切り捨てております。

・取締役会及び監査役会における発言状況

社外監査役石山弘氏は、税理士の経験から財務・会計の適切な知見から意見を述べ、また、社外取締役瀧野裕之氏と社外監査役永島一夫氏は、他社での企業集団経営における豊富な経験と能力、幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会または監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

ロ．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、各社外役員との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。ただし、各社外役員がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとしております。

(4) 会計監査人の状況

①　名称　　監査法人　保森会計事務所

②　報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47

（注）１．５頁記載の当社の重要な子会社のうちDAICOLORCHEM EU,S.A.についてはMAYO Marti Auditors、DAINICHI COLOR(THAILAND),LTD.についてはKPMG PHOOMCHAI AUDIT LTD.、DAINICHISEIKA(HK)COLOURING CO.,LTD.、東莞大日化工廠有限公司及びDAINICHISEIKA CHEMICAL(SHENZHEN)FACTORY LTD.についてはAoba CPA Ltd.、大日精化（上海）化工有限公司についてはKPMG Huazhen、DAINICHI COLOR VIETNAM CO.,LTD.についてはNEXIA ACPA CO.,LTD.、DAINICHI COLOR INDIA PRIVATE LTD.についてはMAYUR BATRA&CO.の監査を受けております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③　非監査業務の内容

該当事項はありません。

④　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づい

て、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

⑤　責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。ただし、会計監査人がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとしております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について取締役会で決議した内容の概要は以下のとおりであります。

①　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

１．　当社及び当社グループ会社に係わる重要事項は、法令及び定款に従い取締役会で決定します。

２．　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ社会的責任及び企業倫理の課題を果すため、「社是」のもと、「ＣＳＲ基本方針」「大日精化グループ企業倫理憲章」「役職員行動規範」などを制定し周知徹底させます。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

１．　当社は「情報セキュリティ管理規定」及び「文書保存管理規程」を定め業務上の情報の保存・管理に関して適切な運用を行います。取締役の執行に係る取締役会議事録、稟議書等に係る情報については適切かつ確実に保存され、取締役及び監査役は、これらの情報を必要とする時にはいつでも閲覧することができます。

２．　取締役の職務の執行に係る取締役会議事録、稟議書等に係る情報については、取締役及び監査役がこれらの情報を必要とするときにはいつでも閲覧することができるよう、適切に保存します。

③　損失の危機管理に関する規程その他の体制

様々なリスクに対応するため、「リスク管理規程」を定め、業務を分掌・管理する各々の機構組織部門において管理します。また、取締役を責任者として組織されているＣＳＲ・リスク管理推進本部がリスク評価を進めると共に、全般的なリスクを統括します。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

１．　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に、関係する取締役によって構成される経営戦略会議において審議し、取締役会にて執行決定を行います。

また、予算、進捗管理、決算、投資に関わる重要案件については関係する取締役及び機構組織のメンバーによって構成される損益管理委員会にて審議します。

２．　取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織分掌規程」、「職務権限規程」を定め、それぞれの権限とその責任の範囲を明確にします。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ社会的責任及び企業倫理の課題を果たすため「社是」のもと「ＣＳＲ基本方針」「大日精化グループ企業倫理憲章」「役職員行動規範」などを制定し、周知徹底させます。

また、ＣＳＲ・リスク管理推進本部は、コンプライアンス相談・通報窓口を通じてコンプライアンス違反の早期発見・是正の体制を整備します。

⑥　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

１．　当社及び当社グループ会社の適正な業務の推進を確保するために「関係会社管理規程」、「職務権限規程」において子会社の決裁、報告の基準を定め、子会社の自主性を確保しつつ、重要事項に関し当社の業務担当部門が関与することにより、報告・決定が適正に行われる体制を整備します。

２．　当社及び当社グループ会社の全てに適用される「リスク管理規程」を定め、CSR・リスク管理推進本部がリスクの評価及び情報の共有を図ると共にリスク管理体制を整備します。

３．　当社及び当社グループ会社の全てに適用される、「社是」「経営理念」「大日精化グループ企業倫理憲章」「役職員行動規範」「コンプライアンス規程」等の諸規程を定め、当社及び当社グループ会社の業務の適正を確保するための体制を整備します。

⑦　監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することとしております。

⑧ 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動等については監査役会の同意を要件とし、取締役からの独立性を確保します。

⑨ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実行性を確保するための体制

監査役補助者は、その職務を行うに当たっては監査役の指示にのみ従うものとすることにより、監査役の監査補助者に対する指示の実行性を確保します。

⑩ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

監査役は取締役会に出席すると共に、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、その他の重要会議または委員会に出席します。

⑪ その他監査役への報告の体制

当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとします。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとします。

⑫ 前号の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループでは、監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いをしない旨の定めを「内部通報規定」に置くことにより、当該不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を整備します。

⑬ 監査役の監査が実行的に行われることを確保するための体制

1． 監査役は、取締役会に出席すると共に、重要事項を審議及び報告する会議に出席します。

2． 監査役は必要に応じて稟議書等の関係資料を閲覧することで、監査の実行性を高めます。

⑭ 監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等の内容が明らかに当該職務に必要でないと認められる場合を除き、当該請求等に従い速やかに処理を行います。

⑮　金融商品取引法に基づく内部統制の整備体制

金融商品取引法第24条第４項第４号に規定する「内部統制報告書」の有効かつ適切な提出のため「財務報告に係る内部統制委員会」が主管して財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムを構築すると共に内部統制が適正に機能していることを継続的に評価し、必要があれば適切な是正・指導を行う体制を整備します。

⑯　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループ会社は、「大日精化グループ企業倫理憲章」と「役職員行動規範」により反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、圧力を受けた場合は毅然とした対応をとります。

また、一層複雑化する反社会的勢力からの被害を防止するために、「反社会的勢力排除宣言」を作成し、総務部が関係機関との密接な連携を取りながら、社内啓発活動を行います。また、当社グループ会社の関係部門との協力・連携体制を強化します。

(6) 会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）の内容は以下のとおりであります。

①　会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉、当社をご支持くださる多数のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。

当社の株式は譲渡自由が原則であり、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決定されるものであるとともに、会社の方針を支配する者の在り方についても、最終的には株主の皆様のご意思に基づき決定されるべきものであります。

また、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付提案等があった場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概に否定するものではなく、これに応ずるか否かのご判断も、最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものと理解しております。

しかしながら、わが国の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、当社や株主の皆様に対して買付に係る内容及び代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付目的や買付後の経営方針等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主の皆様に強要するよ

うな仕組みを有するもの、買付条件が当社の有する本来の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして不適切であるもの等々、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

② 会社支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、1931年（昭和６年）に顔料・着色剤の国産化を目的に設立して以来、世界に数少ない色彩の総合メーカーとしての地位を築いてまいりました。プラスチック時代の幕開けとなった１９４０年代半ばより各種プラスチック製品の着色化に貢献、また合成繊維の誕生に合わせて化・合成繊維の原液着色の技術を先駆して世に送り出しました。このような創業以来培ってきました技術の継承と新規分野の研究開発を背景に、顔料特性を熟知した素材メーカーとして、カラー化時代の先取りと様々なユーザーニーズに応える分散・加工・配合等の基本技術と応用展開の結実として、現在、各種合成樹脂着色剤、各種印刷インキ、合成樹脂に加えて時代の要請に即した機能性付与製品やＩＴ関連製品、環境配慮型製品まで多様な製品ラインアップを擁し、「ハイテクと色彩科学の総合メーカー」として広範な業界の多数のお取引先から厚い信頼を得ております。

このように、当社は創立以来蓄積してきた「有機無機顔料・顔料処理技術」「分散・加工技術」「機能性樹脂合成技術」の３つのコア技術を企業価値の源泉とし、品質・コスト競争力とブランドの向上に努めながら色彩の総合メーカーとして、株主の皆様、取引先の皆様、従業員、さらには地域社会等との長年に亘る信頼関係を構築しております。これらは、数値に表れ難い企業価値として重要な要素と認識しております。

当社は、製品事業部門ごとに中期３ケ年事業計画を遂行しており、また、「グローバル企業としての事業基盤の強化」を目標とし、内外グループ企業全体としての経営資源の効率化や利益の最大化にも取り組んでおります。

当社は、「事業を通じて社会に貢献すること」、「自然と人類の共生を図ること」を経営理念としております。人類文化の保護発展と自然環境を護り、企業のよってたつ「環境・健康・安全」を良好に保つことを企業目的の一つとしております。国際規則及び国内外の関係法令を遵守するとともに、企業活動に伴う資源・エネルギーの効率的な利用、産業廃棄物の減量、再資源化・再利用化、安全のための予防・緊急対策等をも含めて化学メーカーとしての行動指針としております。

また、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化を通じて、経営の透明性及び効率性を確保し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼をより高め、社会責任を全うするため、ガバナンス機能の充実が経営上の重要な課題であると認識しております。法令遵守及びリスク管理等の徹底のために、「ＣＳＲ・リスク管理推進本部」を設置し、

内部監査の独立部門である内部監査室と情報の共有化を図り、内部統制システムの充実に積極的に取り組んでおります。

以上、当社では多くの投資家の皆様に中長期的に当社への投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上のため、役員・社員一丸となって上記のような取組みを実施しております。今後とも株主の皆様、お取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を磐石なものとするため一層その充実、拡充に努める所存であります。これらの取組みは上記①会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

③　会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）について、平成26年6月27日開催の第111期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、株主の皆様にご承認いただき継続しております。

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関しては、次のとおり一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設けており、大規模買付ルールによって、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める検討可能な対抗措置をとることがあります。

このように対抗措置をとる場合、その判断の客観性及び合理性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役または社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。なお、本プランの有効期限は平成29年6月に開催予定の当社第114期定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の株主の一定割合の意思表示が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

継続後の本プランの詳細につきましては、当社インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.daicolor.co.jp）に掲載しております。

④　本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランは、①買収防衛策に関する指針において定める三原則を充足していること及び経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっていること、②当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、③株主総会での承認により発効しており、株主意思を反映するものであること、④独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を重視するものであること、⑤デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策でないこと等の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開に備え経営基盤の強化並びに内部留保の充実等を総合的に勘案しつつ、株主各位への利益還元を重視した配当政策を継続的に実施することを基本方針としております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**103,400**	**流動負債**	**65,104**
現金及び預金	26,694	支払手形及び買掛金	27,108
受取手形及び売掛金	47,840	短期借入金	19,188
商品及び製品	17,385	1年内返済予定の長期借入金	9,914
仕掛品	259	リース債務	323
原材料及び貯蔵品	8,494	未払法人税等	1,391
繰延税金資産	1,459	賞与引当金	2,133
その他	1,343	環境対策引当金	181
貸倒引当金	△77	その他	4,864
固定資産	**74,057**	**固定負債**	**35,169**
有形固定資産	**44,746**	長期借入金	21,349
建物及び構築物	13,631	リース債務	847
機械装置及び運搬具	7,693	繰延税金負債	2,375
工具、器具及び備品	1,003	役員退職慰労引当金	372
土地	19,050	関係会社整理損失引当金	539
リース資産	828	環境対策引当金	461
建設仮勘定	2,539	退職給付に係る負債	8,730
無形固定資産	**1,325**	資産除去債務	311
投資その他の資産	**27,985**	その他	181
投資有価証券	19,735	**負債合計**	**100,273**
出資金	494	**純資産の部**	
繰延税金資産	357	**株主資本**	**67,231**
退職給付に係る資産	5,397	**資本金**	**10,039**
その他	2,108	**資本剰余金**	**9,193**
貸倒引当金	△106	**利益剰余金**	**48,097**
		自己株式	**△99**
		その他の包括利益累計額	**7,739**
		その他有価証券評価差額金	**6,188**
		繰延ヘッジ損益	**△14**
		為替換算調整勘定	**1,376**
		退職給付に係る調整累計額	**188**
		少数株主持分	**2,213**
		純資産合計	**77,184**
資産合計	**177,458**	**負債純資産合計**	**177,458**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		162,999
売上原価		136,796
売上総利益		26,202
販売費及び一般管理費		16,937
営業利益		9,265
営業外収益		
受取利息	76	
受取配当金	235	
固定資産賃貸料	149	
為替差益	283	
持分法による投資利益	225	
保険配当金	167	
その他	395	1,534
営業外費用		
支払利息	639	
その他	142	781
経常利益		10,017
特別利益		
固定資産売却益	493	
関係会社出資金売却益	75	
その他	79	648
特別損失		
固定資産売却損	181	
環境対策費	235	
関係会社整理損	394	
関係会社整理損失引当金繰入額	539	
その他	227	1,579
税金等調整前当期純利益		9,087
法人税、住民税及び事業税	2,534	
法人税等調整額	771	3,306
少数株主損益調整前当期純利益		5,781
少数株主利益		118
当期純利益		5,662

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年４月１日期首残高	10,039	9,193	44,378	△93	63,518
会計方針の変更による累積的影響額			△769		△769
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,039	9,193	43,608	△93	62,748
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△1,114		△1,114
当期純利益			5,662		5,662
自己株式の取得				△5	△5
連結範囲の変動			△60		△60
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	4,488	△5	4,482
平成27年３月31日期末残高	10,039	9,193	48,097	△99	67,231

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成26年４月１日期首残高	3,107	△16	△960	△704	1,426	1,833	66,777
会計方針の変更による累積的影響額			804		804	△0	34
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,107	△16	△156	△704	2,230	1,833	66,812
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△1,114
当期純利益							5,662
自己株式の取得							△5
連結範囲の変動			△654		△654	79	△634
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	3,080	1	2,187	893	6,163	301	6,464
当連結会計年度変動額合計	3,080	1	1,532	893	5,508	380	10,372
平成27年３月31日期末残高	6,188	△14	1,376	188	7,739	2,213	77,184

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　27社

・主要な連結子会社の名称　浮間合成株式会社
ハイテックケミ株式会社
DAINICHISEIKA(HK)COLOURING CO.,LTD.

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　DM COLOR MEXICANA, S.A. DE C.V.

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数　３社

・会社等の名称　TAI CHIN CHEMICAL INDUSTRY CO.,LTD.
三宝精密化学工業株式会社
PLALLOY MTD.B.V.

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称　株式会社三和プロセス

・持分法を適用しない理由　各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度からDANICHI COLOR INDIA PRIVATE LTD.、DAICOLOR DO BRASIL IND.E COM. LTDA.及び大日プラボード株式会社については、重要性が増加したことにより、それぞれ連結の範囲に含めることとしております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社27社の決算日は在外連結子会社18社を除きいずれも３月31日であり連結決算日との間に差異はありません。在外連結子会社の決算日は12月31日であり連結に際しては当該計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．売買目的有価証券　時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）

ロ．満期保有目的の債券　償却原価法（定額法）

ハ．その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

・時価のないもの　主として移動平均法による原価法

ニ．デリバティブ　時価法

ホ．運用目的の金銭の信託　時価法

ヘ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

当社及び国内連結子会社は主として総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

在外連結子会社は、主として先入先出法による低価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

原則として定率法を採用しておりますが、当社の東海製造事業所の建物、機械装置及び在外連結子会社の建物及び構築物、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品について定額法を採用しております。なお、当社の東海製造事業所以外の事業所及び国内連結子会社の平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）についても定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	８～50年
機械装置及び運搬具	４～10年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、市場販売目的のソフトウェアについては、販売見込有効期間（３年）、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　当社及び国内連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ．環境対策引当金　環境対策を目的とした支出に備えるため、当連結会計年度末における支出見込額を計上しております。

ニ．役員退職慰労引当金　当社は、役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

ホ．関係会社整理損失引当金　関係会社の整理に伴う損失に備えるため、当社が負担することとなる当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

④　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法　原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用し、また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象　ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ
ヘッジ対象…外貨建金銭債権・債務及び外貨建予定取引、借入金

ハ．ヘッジ方針　主として当社の内部規程である「デリバティブ取引に係るリスク管理方針」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジする目的に限定して行い、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的とした取引は一切行わないものとしております。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法　　主として当社は市場金利変動型の借入金に係る金利変動によるキャッシュ・フロー変動リスクの有効性の評価方法として、借入金の変動リスクにかかわる金利変動額と金利スワップ取引の金利変動額との累計を比率分析により測定し、有効性の評価を行っております。なお、有効性の評価は、定期的に実施することとしております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

⑤　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る負債の計上基準　　退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ．消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんの償却については、原則として５年間の定額法により償却を行っております。

なお、負ののれんについては、原則として負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理しておりますが、負ののれんの発生が平成22年3月31日以前の負ののれんについては、５年間の定額法により償却を行っております。

２．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期

間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が316百万円増加、退職給付に係る負債が262百万円それぞれ増加し、利益剰余金が34百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益及び１株当たり情報に与える影響は軽微であります。

（在外子会社の収益及び費用の本邦通貨への換算方法の変更）

在外子会社の収益及び費用の換算方法については、従来、在外子会社の期末日の直物為替相場により円貨に換算しておりましたが、当連結会計年度より期中平均為替相場により円貨に換算する方法に変更しております。この変更は、当社グループは海外売上高の拡大・グローバル展開を推進しており、今後、在外子会社の重要性の増加が見込まれる中、在外子会社の期間損益を適切に表示するため、在外子会社の収益・費用を期中平均為替相場に基づき円貨に換算する方法が合理的であると判断したためであります。

当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は804百万円減少し、為替換算調整額の期首残高は同額増加しております。

３．表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

① 前連結会計年度まで特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「固定資産売却益」は、62百万円であります。

② 前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「固定資産除却損」（当連結会計年度は、143百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、特別損失の「その他」に含めて表示しております。

4．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	4,216百万円
機械装置及び運搬具	2,491百万円
工具、器具及び備品	381百万円
土地	1,199百万円
投資有価証券	549百万円
計	8,838百万円

上記の物件は、長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）1,858百万円の担保に供している他、DAINICHI COLOR INDIA PRIVATE LTD.の金融機関からの長期借入金149百万円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　80,183百万円

(3) 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入金等に対し債務保証を行っております。

従業員提携ローン	159百万円
その他４件	93百万円
計	252百万円

(4) 受取手形割引高　866百万円

受取手形裏書譲渡高　2百万円

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	93,065千株	－千株	－千株	93,065千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	220千株	10千株	－千株	230千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ．平成26年６月27日開催の第111期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　557百万円
・１株当たり配当額　6.0円
・基準日　平成26年３月31日
・効力発生日　平成26年６月30日

ロ．平成26年11月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　　557百万円
・１株当たり配当額　　6.0円
・基準日　　平成26年９月30日
・効力発生日　　平成26年12月５日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成27年６月26日開催予定の第112期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　　649百万円
・配当の源資　　利益剰余金
・１株当たり配当額　　7.0円
・基準日　　平成27年３月31日
・効力発生日　　平成27年６月29日

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、主として短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、「信用管理規程」に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であり、一部の借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

なお、デリバティブは取引の種類、限度額等を定めた管理規程に従い行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(*)	時　価　(　*　)	差　額
(1)現金及び預金	26,694百万円	26,694百万円	－百万円
(2)受取手形及び売掛金	47,840	47,840	－
(3)投資有価証券			
その他有価証券	15,863	15,863	－
(4)支払手形及び買掛金	(27,108)	(27,108)	(－)
(5)短期借入金	(19,188)	(19,188)	(－)
(6)長期借入金	(31,263)	(31,313)	(49)
(7)デリバティブ取引	(22)	(22)	(－)

(*)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、投資信託等は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)支払手形及び買掛金、並びに(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期借入金(１年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(8)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用さ

れる合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7)デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(7)参照)。

2．非上場株式(連結貸借対照表計上額904百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

7．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	807円57銭
(2) 1株当たり当期純利益	60円99銭

8．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**74,672**	**流動負債**	**49,331**
現金及び預金	14,352	支払手形	1,346
受取手形	8,135	買掛金	23,189
売掛金	36,098	短期借入金	9,985
商品及び製品	11,881	1年内返済予定の長期借入金	8,892
仕掛品	247	リース債務	215
原材料及び貯蔵品	2,524	未払金及び未払費用	2,013
短期貸付金	19	未払消費税等	468
繰延税金資産	857	未払法人税等	970
その他	601	賞与引当金	1,496
貸倒引当金	△46	環境対策引当金	176
固定資産	**52,374**	設備関係支払手形	246
有形固定資産	**18,642**	その他	332
建物	6,298	**固定負債**	**27,470**
構築物	764	長期借入金	18,699
機械及び装置	2,967	繰延税金負債	1,605
車両運搬具	38	リース債務	755
工具、器具及び備品	666	退職給付引当金	5,088
土地	7,176	役員退職慰労引当金	372
リース資産	601	債務保証損失引当金	154
建設仮勘定	129	環境対策引当金	461
無形固定資産	**281**	資産除去債務	294
借地権	126	その他	39
その他	155	**負債合計**	**76,802**
投資その他の資産	**33,449**	**純資産の部**	
投資有価証券	11,528	**株主資本**	**45,389**
関係会社株式	11,850	**資本金**	**10,039**
関係会社出資金	4,205	**資本剰余金**	**8,137**
長期貸付金	1,401	資本準備金	8,137
前払年金費用	3,307	**利益剰余金**	**27,311**
破産更生債権等	18	利益準備金	2,224
保険積立金	645	その他利益剰余金	25,086
その他	521	圧縮記帳積立金	2,317
貸倒引当金	△30	別途積立金	5,870
		繰越利益剰余金	16,898
		自己株式	**△99**
		評価・換算差額等	**4,854**
		その他有価証券評価差額金	4,854
		純資産合計	**50,243**
資産合計	**127,046**	**負債純資産合計**	**127,046**

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		121,163
売上原価		102,417
売上総利益		18,745
販売費及び一般管理費		12,777
営業利益		5,968
営業外収益		
受取利息	26	
受取配当金	448	
固定資産賃貸料	229	
為替差益	163	
保険配当金	122	
その他	232	1,222
営業外費用		
支払利息	426	
手形売却損	21	
固定資産賃貸費用	135	
その他	66	649
経常利益		6,540
特別利益		
固定資産売却益	484	
その他	112	597
特別損失		
固定資産除却損	137	
環境対策費用	205	
関係会社整理損	394	
その他	157	895
税引前当期純利益		6,242
法人税、住民税及び事業税	1,575	
法人税等調整額	467	2,043
当期純利益		4,199

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成26年4月1日期首残高	10,039	8,137	8,137	2,224	2,415	5,870	13,691	24,201	△93	42,284
会計方針の変更による累積的影響額							24	24		24
会計方針の変更を反映した平成26年4月1日期首残高	10,039	8,137	8,137	2,224	2,415	5,870	13,715	24,226	△93	42,309
当期変動額										
圧縮記帳積立金の取崩し					△98		98	—		—
剰余金の配当							△1,114	△1,114		△1,114
当期純利益							4,199	4,199		4,199
自己株式の取得									△5	△5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	△98	—	3,183	3,085	△5	3,079
平成27年3月31日期末残高	10,039	8,137	8,137	2,224	2,317	5,870	16,898	27,311	△99	45,389

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成26年4月1日期首残高	2,471	△0	2,470	44,755
会計方針の変更による累積的影響額				24
会計方針の変更を反映した平成26年4月1日期首残高	2,471	△0	2,470	44,779
当期変動額				
圧縮記帳積立金の取崩し				—
剰余金の配当				△1,114
当期純利益				4,199
自己株式の取得				△5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,383	0	2,384	2,384
当期変動額合計	2,383	0	2,384	5,464
平成27年3月31日期末残高	4,854	—	4,854	50,243

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）

② 関係会社株式　　移動平均法による原価法

③ その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　　移動平均法による原価法

④ デリバティブ　　時価法

⑤ たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、東海製造事業所の建物、機械及び装置については定額法を採用しております。なお、東海製造事業所以外の事業所の平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）についても、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　８～50年

機械及び装置　　８年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、市場販売目的のソフトウェアについては、販売見込有効期間（３年）、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

③ 環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

⑥ 債務保証損失引当金

債務保証の履行による損失に備えるため、被保証先の財務内容等を勘案して、損失負担見込額を見積り計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用し、また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ ヘッジ対象…外貨建金銭債権・債務及び外貨建予定取引、借入金
③ ヘッジ方針	内部規程である「デリバティブ取引に係るリスク管理方針」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジする目的に限定して行い、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的とした取引は一切行なわないものとしております。
④ ヘッジ有効性評価の方法	市場金利変動型の借入金に係る金利変動によるキャッシュ・フロー変動リスクの有効性の評価方法として、借入金の変動リスクにかかわる金利変動額と金利スワップ取引の金利変動額との累計を比率分析により測定し、有効性の評価を行っております。なお、有効性の評価は、定期的に実施することとしております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

①退職給付に係る会計処理	退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
②消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成24年５月17日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付に係る資産が247百万円増加、退職給付に係る負債が208百万円増加し、利益剰余金が24百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益、税引前当期純利益及び１株当たり情報に与える影響は軽微であります。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	3,675百万円
構築物	541百万円
機械及び装置	2,491百万円
工具、器具及び備品	381百万円
土地	1,199百万円
投資有価証券	549百万円
計	8,838百万円

上記は、長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）1,858百万円の担保に供している他、DAINICHI COLOR INDIA PRIVATE LTD.の金融機関からの長期借入金149百万円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　52,524百万円

(3) 保証債務

他社の金融機関等からの借入金等に対し債務保証（保証予約を含む）を行っております。

ディー・エス・エフ株式会社	8,242百万円
ハイテックケミ株式会社	1,399百万円
大日精化（上海）化工有限公司	778百万円
DAINICHI COLOR INDIA PRIVATE LTD.	557百万円
P.T.HI-TECH INK INDONESIA	278百万円
HI-TECH COLOR, INC.	258百万円
DAINICHISEIKA(HK)COLOURING CO., LTD.	178百万円
従業員提携ローン	159百万円
その他８件	174百万円
計	12,027百万円

(4) 受取手形割引高　866百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	6,494百万円
② 長期金銭債権	1,541百万円
③ 短期金銭債務	5,073百万円

４．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	6,793百万円
② 仕入高	17,859百万円
③ 営業取引以外の取引高	637百万円

(2) 当事業年度に発生しました以下の環境対策費は、環境対策引当金の目的取崩益と相殺表示しております。

環境対策設備の減価償却費	54百万円
その他環境対策費	87百万円
計	142百万円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	220千株	10千株	－千株	230千株

（注）自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

６．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	1,645百万円
関係会社株式評価損	1,005百万円
信託財産	639百万円
賞与引当金	495百万円
減価償却費	415百万円
環境対策引当金	207百万円
投資有価証券評価損	164百万円
たな卸資産評価損	130百万円
役員退職慰労引当金	122百万円
土地評価損	118百万円
その他	474百万円
繰延税金資産小計	5,417百万円
評価性引当額	△1,598百万円
繰延税金資産合計	3,819百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,184百万円
圧縮記帳積立金	△1,164百万円
前払年金費用	△1,069百万円
土地売却益	△122百万円
その他	△21百万円
繰延税金負債合計	△4,562百万円
繰延税金負債の純額	△743百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	35.64%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.95%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.08%
試験研究費の特別控除	△4.16%
評価性引当額の増減	△1.18%
税率変更による繰延税金資産の減額修正	1.98%
住民税均等割	0.53%
その他	1.05%
税効果会計適用後の法人税等負担率	32.73%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は99百万円、法人税等調整額が123百万円、その他有価証券評価差額金が223百万円、それぞれ増加しております。

7．リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	1,131百万円	724百万円	406百万円
工具、器具及び備品	52	42	9
その他	26	20	5
合計	1,209	787	422

（注） 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

１年内	75百万円
１年超	346百万円
合計	422百万円

（注） 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

支払リース料	88百万円
減価償却費相当額	88百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（減損損失について）

リース資産に配分された減損損失はありません。

8．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	大日カラー・コンポジット株式会社	所有 直接 100%	原材料の販売 製品の購入 役員の兼任	原材料の販売（注）1，2	18,151	売掛金	1,296
				製品の購入（注）1，2	22,660	買掛金	1,885
子会社	ハイテックケミ株式会社	所有 直接 43.5% 間接 56.5%	製品の購入 債務保証 役員の兼任	製品の購入(注)1,3	9,604	買掛金	1,679
				銀行借入等に対する債務保証(注)4	1,399	－	－
子会社	浮間合成株式会社	所有 直接 49.9% 間接 43.9%	原材料の販売 役員の兼任	原材料の販売(注)1,5	7,367	売掛金	2,231
子会社	ディー・エス・エフ株式会社	所有 直接 100%	資金の貸付 債務保証 関係会社株式の購入 役員の兼任	資金の貸付	－	長期貸付金	1,400
				銀行借入等に対する債務保証(注)6	8,242	－	－
				関係会社株式の購入（注）7	516	－	－
子会社	ハイブリッジ株式会社	所有 直接 100%	関係会社株式の購入 役員の兼任	関係会社株式の購入（注）7	1,195	－	－
関連会社	協精化学株式会社	所有 直接 40%	事業の清算	債権放棄（注）8	695	－	－

（注）1．価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

2．大日カラー・コンポジット株式会社からの製品の購入金額（22,660百万円）は、損益計算書においては同社への原材料の販売金額（18,151百万円）と相殺して表示しております。

3．ハイテックケミ株式会社からの製品の購入金額（9,604百万円）は、損益計算書においては同社への原材料の販売金額と相殺して表示しております。

4．ハイテックケミ株式会社の金融機関からの借入金等（1,399百万円）につき、債務保証を行ったものであり、保証料は受け取っておりません。

5．浮間合成株式会社への原材料の販売金額（7,367百万円）は、損益計算書においては加工後の同社製品の仕入金額と相殺して表示しております。

6．ディー・エス・エフ株式会社の金融機関からの借入金等（8,242百万円）につき、債務保証を行ったものであり、保証料は受け取っておりません。

7．関係会社株式の購入価格については、第三者機関により算定された価格を基礎として決定しております。

8．協精化学株式会社は平成27年１月に清算結了しております。なお、債権放棄にあたり前期までに計上した関係会社整理損失引当金等を301百万円取り崩す等と共に、関係会社整理損394百万円を計上しております。

9．取引金額は消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

９．１株当たり情報に関する注記

(1)	１株当たり純資産額	541円22銭
(2)	１株当たり当期純利益	45円23銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

大日精化工業株式会社
　取締役会　御中

監査法人　保森会計事務所

代表社員
業務執行社員　公認会計士　横山　博　㊞

代表社員
業務執行社員　公認会計士　小山貴久　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、大日精化工業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大日精化工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更等に記載されているとおり、在外連結子会社の収益及び費用の本邦通貨への換算方法を期末日の直物為替相場による方法から期中平均為替相場による方法に変更している。当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

大日精化工業株式会社
取締役会　御中

監査法人　保森会計事務所

代表社員 業務執行社員　公認会計士　横　山　　博　㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　小　山　貴　久　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、大日精化工業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月15日　大日精化工業株式会社　監査役会

監査役(常勤)　荒　居　和　彦　㊞
監査役(常勤)　橋　口　典　義　㊞
社外監査役　石　山　　弘　㊞
社外監査役　永　島　一　夫　㊞

以　上

株　主　メ　モ

＊事　業　年　度	毎年４月１日から翌年３月31日までの１年
＊定時株主総会	毎 年 ６ 月
＊基　準　日	毎 年 ３ 月 31 日 なお、必要があるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を臨時に定めることができる。
＊剰余金の配当の基準日	毎年３月31日及び中間配当を実施するときは毎年９月30日
＊株主名簿管理人 特別口座管理機関	東京都中央区八重洲一丁目２番１号 みずほ信託銀行株式会社
＊事務取扱場所	みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
＊お取扱窓口	お取引の証券会社等。特別口座管理の場合は、特別口座管理機関のお取扱店。
＊特別口座管理機関 お　取　扱　店	みずほ証券及びみずほ信託銀行 フリーダイヤル　0120-288-324 （土・日・祝日を除く9:00～17:00）
＊未払配当金のお支払	みずほ信託銀行　本店および全国各支店 みずほ銀行　本店および全国各支店 （みずほ証券では取次のみとなります）
＊公　告　方　法	当社は公告方法について、電子公告を採用しております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 ※　貸借対照表、損益計算書は、ＥＤＩＮＥＴ（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）にて開示しております。

ハイテク＆カラー
大日精化